

【概要】 詳細は、募集要項及び業務仕様書を御覧ください。

施設名	小樽市いなきた児童館・小樽市とみおか児童館・小樽市塩谷児童センター（3施設一括）
施設所在地	小樽市いなきた児童館：小樽市稲穂5丁目10番1号
	小樽市とみおか児童館：小樽市花園2丁目10番18号
	小樽市塩谷児童センター：小樽市塩谷1丁目23番7号
設置条例	小樽市児童厚生施設条例
指定の期間	令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
指定管理者が行う業務の範囲	（1）児童福祉法第40条に規定する目的を達成するために必要な業務 （2）児童館等の施設及び設備の維持管理に関する業務。ただし、市長と指定管理者との協議により定めるものを除く （3）児童館等の利用の承認及びその取消し等に関する業務 （4）その他児童館等の設置の目的を達成するために必要な業務 詳細は募集要項及び業務仕様書を御覧ください。
公募のスケジュール	公募の告示 7月31日（金） 募集要項の配布 7月31日（金）～ 公募説明会 8月6日（木） 質問事項の受付 8月3日（月）～8月18日（火） 質問事項の回答 8月25日（火） 申請書の受付 9月1日（火）～9月16日（水） 候補者の選定 10月
応募条件	（1）小樽市内に事務所（本店、本社、支店、営業所等）を有する又は選定後小樽市内に事務所を設けることができる次のいずれかに該当する法人等であること。（緊急時に迅速な対応がとれること。） ①公益社団法人、公益財団法人 ②社会福祉法人 ③次の要件を満たす上記①及び②以外の者 ア 児童館を設置及び運営するために必要な経済的基礎があること イ 社会的信望を有すること ウ 実務を担当する幹部職員に、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有する者を含むこと エ 児童館の運営事業の経理区分が明確にできる等、財務内容が適正であること ④③の各要件は、「児童館の設置運営について（平成2年8月7日児発第967号厚生省児童家庭局通知）4設置及び運営の主体」に規定されている要件を満たしていること （2）とみおか児童館、塩谷児童センターについては、防火管理者（甲種）を配置できること 詳細は募集要項を御覧ください。